

1. 計画策定にあたって

(1) 社会福祉協議会と地域福祉の動向について

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義され、都道府県及び市区町村を単位に設置されています。

また、社会福祉協議会はそれぞれの地域で住民やボランティア、地域福祉活動にかかわる個人及び関係機関・団体、行政機関などと連携しながら、住民同士のつながりやたすけあいを助長し、お互いに支えあいながら、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指しています。

これまで北広島市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）は、「住民主体による福祉コミュニティづくりを使命」とし、社会福祉法人格を有する「地域福祉を推進する中核的な民間団体」として、地区社会福祉委員会等の地域活動の組織化や活動支援をはじめ、心配ごと相談所の開設、配食サービスや除雪サービス等（現在は北広島市受託事業）の在宅福祉サービスの実施、権利擁護の推進など、制度の狭間にある地域課題に対して、地域福祉関係者や社会福祉法人、NPO（非営利活動団体）を含めた関係機関・団体、民間福祉事業者等、多種多様なネットワークと相互に協力・連携しながら、福祉課題の解決に取り組む地域福祉活動をすすめてきました。

しかし、北広島市の高齢化率は年々上昇すると同時に、高齢世帯や一人暮らし高齢者が増加し、経済環境の悪化や人間関係の希薄化等を背景とした貧困や虐待、悪徳商法被害や権利擁護の問題、孤立死及びひきこもり、ゴミ屋敷などの社会的孤立など、様々な生活課題を抱えた人々が増加し深刻化しています。また、人間関係の希薄化は福祉コミュニティ機能を低下させ、これまでの住民同士による支えあいや制度では対応できない状況が増えています。

そうした中、国は制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現を推進しています。

社会福祉協議会では、地域全体で地域福祉を充実させることは、自分たちの未来をつくることと考え、さまざまな地域の福祉課題等に向け、各種相談をはじめ、生きがいづくり、権利擁護の推進、ボランティアなどの担い手育成、地域福祉活動支援、地

域ネットワークづくり、福祉コミュニティづくりなどに努めるほか、既存の制度では対応できない課題には、新たなサービスの開発も含め幅広く取り組む必要があります。

市民が住み慣れたこの街で安心して暮らしていけるよう、行政との協働にとどまらず、市民や自治会・町内会、地域福祉関係者、関係機関・団体、当事者、ボランティア等、幅広い協働と自由で機動力のある民間性と専門性を発揮して、より一層の福祉のまちづくりを推進していきます。

現在、新型コロナウイルス感染症が拡大し、その感染防止対策には、人と人との互いに距離を取り、接触する機会を減らすことを求めています。このため、社会福祉協議会ははじめ、市民や地域福祉関係団体等による地域福祉活動やボランティア活動は休止や延期等の活動自粛を余儀なくされています。

今後、新しい生活様式を踏まえた柔軟な対応が求められる地域福祉活動やボランティア活動を地域全体の課題として捉え、地域福祉関係者等の地域のキーパーソンと感染防止対策等の情報を共有し、市民や活動の担い手に理解される感染防止対策と活動方法について協議し、すすめていきます。

◇社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけ

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

◇社会福祉協議会の活動原則（全社協「新社会福祉協議会基本要項」より抜粋）に基づき、各種地域福祉活動を実施しています。

①住民ニーズ基本の原則

- ・ 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。

②住民活動主体の原則

- ・ 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

③民間性の原則

- ・ 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。

④公私協働の原則

- ・ 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。

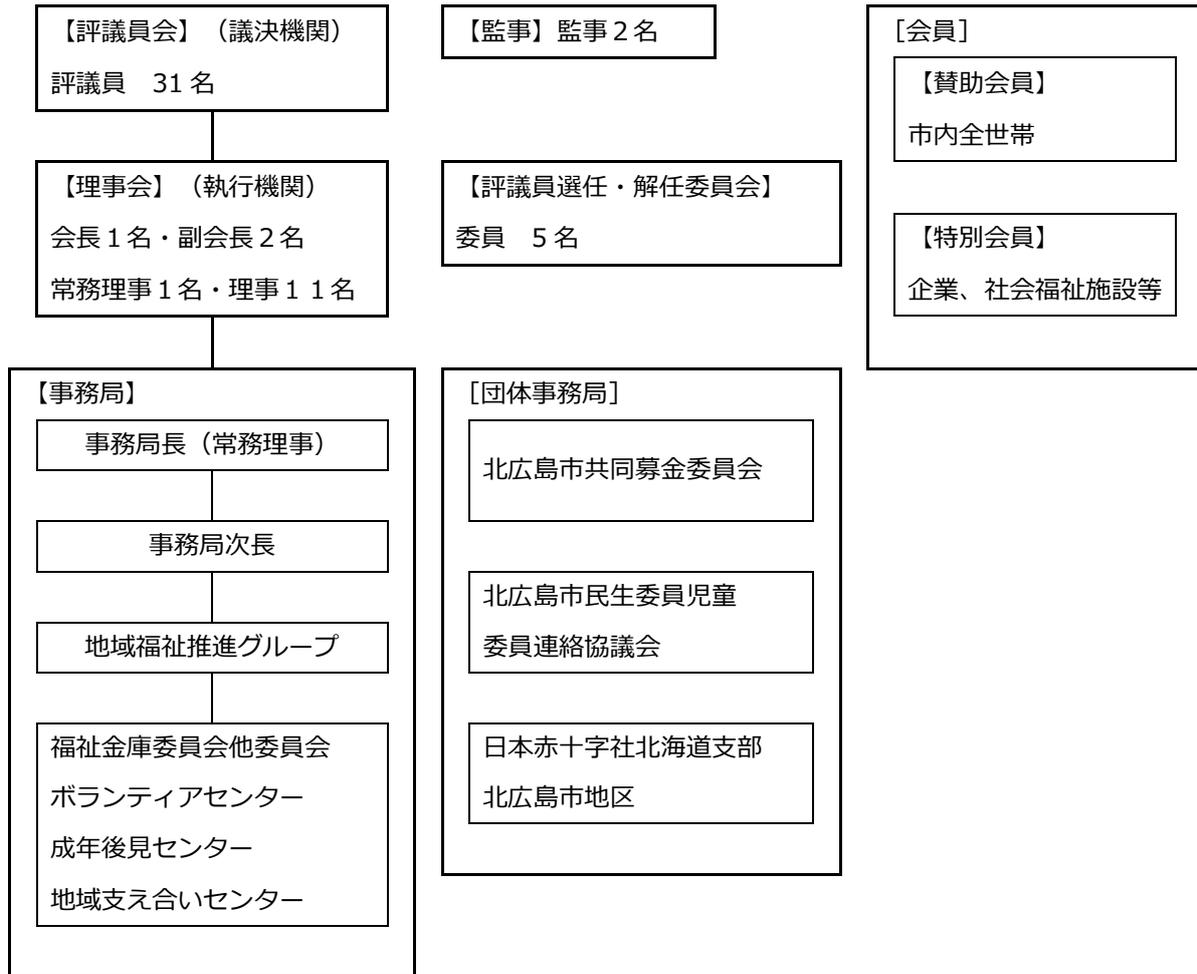
⑤専門性の原則

- ・ 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。
-

◇法人の概要

設立・法人認可年月日	(1)設立 昭和30年 7月 8日 (2)法人認可 昭和52年10月14日
------------	--

北広島市社会福祉協議会 組織図



(2) 地域福祉実践計画策定の趣旨（背景・目的）

第6期地域福祉実践計画策定以降、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを責務とした社会福祉法の一部改正や地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正、生活困窮者自立支援法の施行など、福祉に関する法令や制度が大きく変化しました。

また、市民の福祉ニーズも多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などの違いにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、健康で安心して自立した生活を送るためには、公的な支援だけに頼ることのない、お互いに支え合い、たすけあう仕組みが必要とされ、地域福祉活動に対する期待は大きなものとなっています。

市民一人ひとりの参加と地域福祉関係者、関係機関・団体等が実施するさまざまな支え合い、たすけあいにより多様な課題解決に向けた活動や行動を中長期的な視点で計画的に取り組むことが欠かせません。

地域福祉実践計画は、地域福祉ニーズや社会情勢の変化を踏まえながら、これまで推進してきた効果的な取り組みや事業を継続しつつ、北広島市の「地域共生社会」の実現に向けて、北広島市地域福祉計画と連携しながら、「福祉のまちづくり」をさらに力強く推しすすめた地域福祉の推進を目的に策定した行動計画です。

◇社会福祉法における地域福祉推進の考え方

社会福祉法第4条では「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と定められています。

(3) 第6期地域福祉実践計画について

「誰もがいきいきと安心して暮らすことができるまちづくり」を目指し、6つの基本計画に基づき、さまざまな事業を展開しました。

計画期間中の6年間（平成27年度～令和2年度）は、新たな課題や地域福祉ニーズに対して、北広島市からの受託事業や新規事業に取り組むとともに、関係機関・団体と連携しながら、見直しと改善を行いながら、さまざまな事業を展開してきました。

なお、計画期間中に新たに取り組んだ事業は次のとおりです。

- 生活あんしん事業（新規事業／14ページ参照）
- 生活支援体制整備事業（市受託事業／15ページ参照）
- 地域支え合いセンター事業（市受託事業）
 - ・認知症支え合い事業（14ページ参照）
 - ・救急情報キット（エルフィンバトン）配布（14ページ参照）
 - ・認知症啓発団体への支援（24ページ参照）
 - ・認知症サポーター養成講座（26ページ参照）
 - ・認知症サポーターステップアップ講座（26ページ参照）
- 成年後見センター事業（市受託事業／21ページ参照）
- 法人後見事業（新規事業／21ページ参照）

(4) 北広島市第5期地域福祉計画との関係

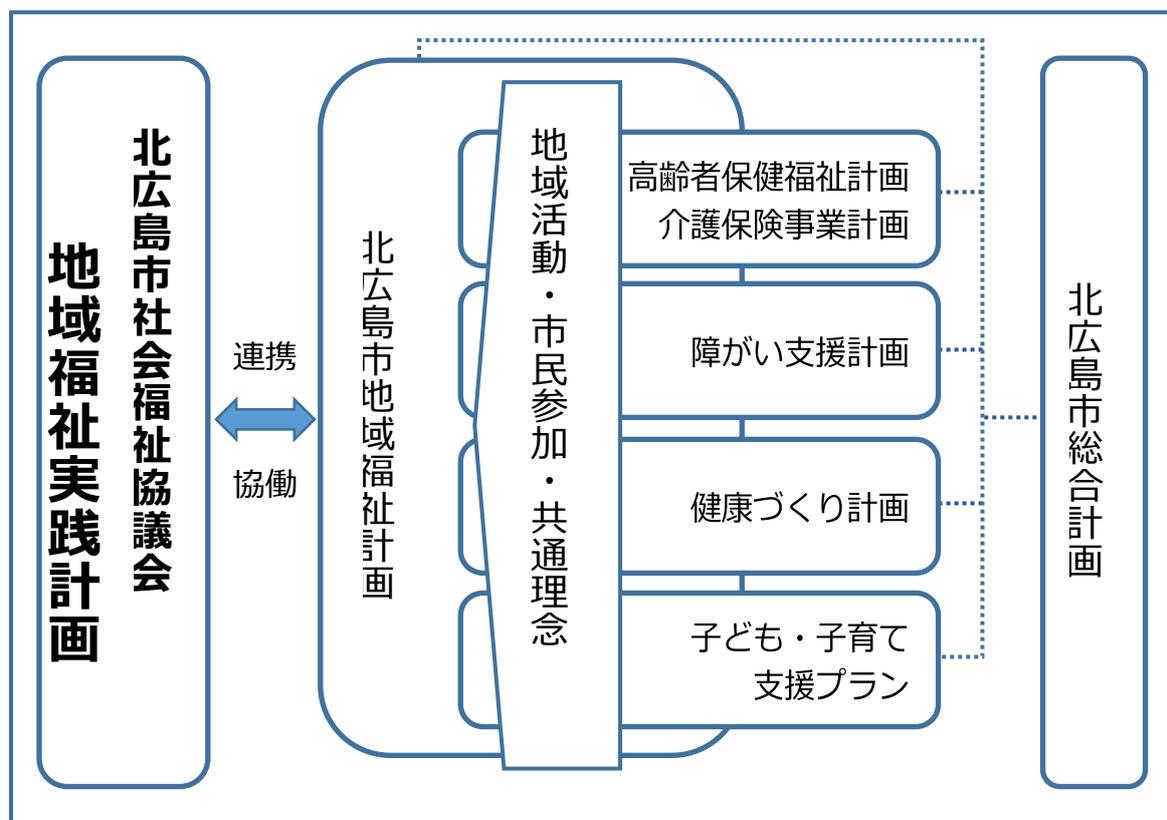
北広島市地域福祉計画は、地域福祉施策の基本理念に「みんなで高める“地域力”みんなで作ろう住みよいまち」を掲げ、3つの基本目標「基本目標1－地域で支える仕組みづくり」、「基本目標2－地域で活躍する人づくり」、「基本目標3－地域福祉を推進するまちづくり」を定めています。

基本目標は、子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が送れるよう、市民や地域福祉関係機関・団体、社会福祉法人、民間福祉事業者など、広範囲な地域福祉の担い手と互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」、「互助・共助」、「公助」を重層的に組み合わせて、地域福祉の推進を図ろうとするものです。

社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、北広島市地域福祉計画の理念や基本目標等に基づいた地域福祉施策を相互連携して実現するための具体的な事業内容を盛り込んだ計画となります。

地域における地域福祉課題の認識を共有し、相互連携と役割分担を行い、北広島市と社会福祉協議会とが一体となって北広島市の地域福祉を推進します。

○地域福祉実践計画と北広島市地域福祉計画の位置づけ



(5) 計画の期間

地域福祉実践計画の期間は、社会福祉協議会と北広島市が一体的となって、地域福祉を推進する必要があることから、「北広島市地域福祉計画」と同様に、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、これまで同様、社会福祉法等のさまざまな法律の改正や社会情勢、さらには地域の状況が大きく変化した場合には、北広島市や地域福祉関係者、関係機関・団体等と協議しながら、計画期間内であっても必要に応じて見直します。

計画名	計画期間
第1期地域福祉実践計画	昭和60年度～平成元年度
第2期地域福祉実践計画	平成5年度～平成14年度
第3期地域福祉実践計画 ～誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる ^{まち} 地域づくり～	平成17年度～平成20年度
第4期地域福祉実践計画 ～誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる ^{まち} 地域づくり～	平成21年度～平成23年度
第5期地域福祉実践計画 ～誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる ^{まち} づくり～	平成24年度～平成26年度
第6期地域福祉実践計画 ～誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる ^{まち} づくり～	平成27年度～令和2年度

※「平成2年度から平成4年度」は第1期地域福祉実践計画を、「平成15年度から平成16年度」は第2期地域福祉実践計画に基づき、それぞれ社会福祉協議会活動を展開していました。